

6月10日(1日目) 2コマ

「円滑な出入国の環境整備」

【説明者】 本事業、「円滑な出入国の環境整備」でございますが、国際観光旅客税を財源としております。このため、本事業の予算につきましては、観光庁に計上された上で、法務省出入国在留管理庁に移し替えて執行しております。従いまして、具体的な事業内容などにつきましては、これから法務省出入国在留管理庁より説明させていただきます。

【説明者】 本日は、観光税充当事業であります円滑な出入国環境の整備につきまして御議論いただきたく、まずは事業を運営している当庁から、本事業の概要について御説明をさせていただきますと思います。

お配りしている資料は、令和3年度行政事業レビューシート、論点等説明シート、行政事業レビュー公開プロセス説明資料、ロジックモデルの4つでございますが、本日は時間の都合もございますので、行政事業レビュー公開プロセス説明資料について御説明させていただきますと思います。

資料1 ページ目を御覧ください。本事業の背景や目的、概要について記載をしております。「明日の日本を支える観光ビジョン」においては、訪日外国人旅行者数を2030年に6千万人とする目標が掲げられておりまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、この目標は堅持されております。本事業においては、この目標の達成に向けて、ストレスフリーで快適な旅行環境を実現するべく、旅客の審査待ち時間の短縮を図ることとしており、顔認証ゲートやバイオカート、最先端技術を活用した個人識別情報システム等の導入を行っております。

2 ページ目を御覧ください。これは入国・出国それぞれの場面における機器の導入前後を示したものでございます。左側が入国、右側が出国でございます。入国の場面においては、これまで対面審査で待ち時間が長時間化していたところですが、外国人に関してはバイオカート、日本人に関しては顔認証ゲートを導入して、できる限り入国審査の待ち時間の短縮を図っているところです。

3 ページ目に移っていただきます。顔認証ゲートやバイオカートといった機器が、現在空港の入国審査場でどのように配置され活用されているかをお示ししております。緑の人間の形の図がございますけれども、これがイミグレーションアテンダントでございます。これは我が国に入国しようとする外国人、あるいは、帰国される日本人の全てが頻繁に空港を利用しているわけではありませんし、中には機器の操作が不得手という方もいらっしゃる場合がございます。そこで、入国審査場には、これらの機器の操作補助を行うこのイミグレーションアテンダントを配置しており、スムーズに機器を御利用いただき、審査待ち時間を短縮するためにも必要な要員であると考えております。

4 ページ目を御覧ください。ここから個別のシステムについて御説明させていただきます。4 ページ目は、顔認証ゲートに関する御説明でございます。顔認証ゲートは、現在、日本人帰国者及び外国人入国者の9割以上が利用している全国の大規模7空港に導入されて

おります。これは新千歳、成田、羽田、中部、関西、福岡、那覇の各空港になりますが、日本人の帰国手続、また、大部分の外国人の出国手続に活用されています。顔認証ゲートによって、日本人の出帰国手続を自動化し、そこで生じた入国審査官の余力を、外国人の入国審査手続に振り分けることで、効率的な人員配置を図り、入国審査手続の迅速化を図っているところでございます。

5 ページ目を御覧ください。バイオカートに関する御説明でございます。我が国に入国しようとする外国人は、一部の方を除いて、顔写真や指紋情報といった個人識別情報の提供が義務づけられております。バイオカートは、この個人識別情報の提供を入国審査待ち時間の間に前倒しで取得するための機器でありまして、導入によりまして、入国審査に要する時間を従前の3分の2程度に短縮することが可能となっております。

6 ページ目を御覧ください。個人識別情報システムに関してでございます。先ほども御説明しましたとおり、我が国に入国しようとする外国人は、顔写真や指紋情報といった個人識別情報の提供が義務づけられております。しかし、従前、指紋が不鮮明であるために指紋情報がスムーズに取得できず、円滑な審査に支障を来す場面が散見されておりました。そこで、取得した指紋情報を照合に適したものに補正する技術を新たに導入し、仮に指紋が不鮮明であったとしても、再取得することなく照合を行うことを可能とし、一連の手続に要する時間を短縮することを可能としました。また、指紋と顔写真の両方を同時に取得可能な機器を導入しまして、個人識別情報の取得・照合に要する時間の短縮を図っているところでございます。

7 ページ目、8 ページ目でございますが、本事業において目標としている入国審査待ち時間20分以内に関しまして、待ち時間の測定方法、達成率の測定方法、8 ページ目に移りますと、達成率の状況について御説明をしているところでございます。

ストレスフリーで快適な旅行環境を提供するためには、やはりこの待ち時間を少しでも短縮することが肝要であると考えており、この入国審査待ち時間の短縮を図るべく、顔認証ゲートやバイオカートといった機器の導入を進めてきたわけでございます。

9 ページ目以降でございますが、ここからは論点に関する説明となっております。以上、簡単ではございますが、円滑な出入国の環境整備に係る事業の説明でございます。

改めまして、本日はよろしくお願いいたします。

【中田会計課長】 本事業に関しての論点ですが、3点ございます。

1点目は、経費の大半が国庫債務負担行為や随意契約となっているが、契約方法を見直し、より効率的に整備を進める余地はないのか。

2点目ですが、ポストコロナ時代を見据え、審査待ち時間20分以内の達成率をさらに向上させていくために、今後、どのように機器の整備を進めていくのか。

3点目ですが、顔認証ゲートやバイオカートを運用するためのイミグレーションアテンダントに要する経費を圧縮する余地はないのか。

以上3点を基本に御議論いただければと思います。ここからは、取りまとめ役の杉本先生を中心に御議論いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【杉本委員】 取りまとめ役の杉本です。御説明ありがとうございます。それでは、早速ですが、委員の皆さん、御質問、御意見等ございませんでしょうか。それでは、私から質問させていただきたいと思います。このレビューシートを拝見いたしますと、先ほど論点の中で債務負担行為や随意契約も多いということが御指摘されていましたが、そもそも一者応札や、応札率が98%とか、入札にはなっていますけれども、入札の効果が取れないようなことが非常に目立つように思います。その点につきまして、現在、これを改善する方法、ない場合には仕方がないということもあるのかもしれませんが、どういう御見解をお持ちか教えていただけますでしょうか。

【説明者】 お答えします。現在の検討も含めてですけれども、より多くの事業者が入札に参加できるよう、引き続き法務省のCIO補佐官等の知見を活用しつつ、仕様の記載内容を見直すなど、さらに分かりやすい仕様書の作成に留意したいと思っています。また、当方が求める技術レベルを持った事業者がほかにいないか、一層幅広く情報収集を行うことで、当該技術レベルを担保しつつも、他の事業者も参加可能な、競争性を確保した契約手続に努めたいと考えております。なお、令和3年度行政事業レビューシートにおいては、最高水準の技術を活用した出入国管理業務、個人識別情報システム等の開発に伴うバイオメトリクスシステム照合サーバー等一式について、日本電気株式会社が令和2年7月22日付で落札率99%で落札しているところでございます。本件は、サーバー機器の賃貸借に係る調達でありますところ、当該サーバー上で稼働する個人識別情報システムに係るアプリケーション開発につきましては、別途調達手続が取られておりまして、令和元年8月8日付で、こちらも日本電気株式会社が落札しております。この会社について、指紋特徴点の取得や指紋照合技術において特許を取得しておりまして、当該特許技術を用いたアプリケーションを稼働させるためのサーバー機器の調達についても、その特殊性を熟知している業者が有利ということであったため、一者入札、かつ落札率が99%となったものと考えているところでございます。以上でございます。

【杉本委員】 とても分かりやすい説明、ありがとうございます。今のことに加えて、たまたま入札に应邀いただいたところが最高水準の技術をお持ちだった、特許もお持ちだというお話ですが、素人発言で大変恐縮ですが、そもそも我が国のこのゲートシステムといいますか、他の先進諸国に比べて、それほど圧倒的に技術水準は高いのでしょうか。つまり、部分的には、外国の似たような事業者さんに発注をするという可能性もあるのかなと思って質問させていただいた次第です。

【説明者】 今、先生お尋ねの件について、実は、この顔認証というものを始めたのは、平成26年頃に成田とか羽田空港で実際にいろんな試験を繰り返して、これが活用できるのかということを繰り返しいろいろ試行錯誤してまいりましたが、実は、そのときに参加していただいた業者の大半が日本の会社でございました。

今、我々の指紋認証ではNECさんをお願いしているのですが、顔認証については、ほかにも、例えば、今、顔認証ゲートで機器を導入していただいているパナソニックさんとか、やはり当時は日本の会社が割と先行した感がございまして、水準もかなり高かった経緯が

ございます。さらに、それがどんどん進化して今に至っていますので、もちろん我々もいろんな仕様書でいろんなベンダーさんが入札に応札できるように工夫はしているところですが、実態として、今、日本の会社が応札していただいているという実情にございます。

【杉本委員】 日本の会社の水準が非常に高いというふうに受け止めました。ありがとうございます。上山先生、よろしく申し上げます。

【上山委員】 関連しまして、技術をある程度保有している会社というのは限られているということで、そこを技術面を下げて競争性を確保するというのは正しいのかどうかというところは、やっぱり疑問符を付けざるを得ないので、仮に応札できる会社が1社だとすると、その中で応札している会社の価格の適正さ、公正さというのを確保するという方向にこの種のものには舵を切らざるを得ないのではないのかなと個人的には思っています、そのあたりのところ、一者入札にしても、落札率が99%や98%というのは、それはどうなのかなと思います、いかがでしょうか。

【説明者】 少しお答えいたします。先生おっしゃるとおり、落札率99%、これが続けていてもいいと考えているわけではありません。ただ、なるべく競争性のある入札、特に、やはり入札をするというところに主眼を置いてこれまで行ってきたところもありまして。ただ、今後について、例えば、先ほど私のほうから特許技術を持っているという話をいたしました、これは指紋の照合のところでございます、例えば、その照合エンジンの部分のみ切り離して調達をし、そのほかの部分については競争性を担保する、そうすれば、全体の価格帯の中で競争が行われる部分というのが増えると思っております。

ただ、そういった取組についても、どのように調達を分けるのかといったところも、かなり技術が必要なところがございます、今後、そういったところも研究しつつ対応したいと思っておりますし、落札率99%については、繰り返しになってしまいますが、今のような取組で、どうしても99%を全て排除するというのは難しいかもしれないですが、先生もお話しされたとおり、事前に、契約する前に、当然、適正な価格の交渉といったところも含めて、総合的になるべく安価な形で私ども出入国在留管理庁が求める機器を購入したいと考えております。以上です。

【上山委員】 もちろん、競争性をできるだけ確保するというのは重要なことだと思いますが、競争性を確保するのが目的ではなくて、要は、無駄な支出を減らす、公正・適正な価格を確保するというのが最終的な目標だと思います。かつ、技術的には高いものにしなければいけない。逆に、応札する会社が1社だけのせいで、契約方式を一般競争入札にして1社だけが応札することで、多少高くても、それがその会社にとって正当化されるという部分になっているのではないのかなという気もするので、1社しかないのであれば、一般競争入札ではなくて、契約の仕方というのは、交渉する中で柔軟に価格が決められるような形というのを考えていったほうがいいのではないのかなと思います。それで、価格の公正さをどういうふうに具体的に検証・担保していくかと。そちらのほうにもう少し注力して考えたほうがいいのではないのかなと思います。

【説明者】 御指摘のとおりだと思います。今後、そういったのも含めて、より良い調達に

なるよう進めてまいりたいと考えております。

【杉本委員】 ほかの委員の先生、何か御質問ございませんでしょうか。林先生、お願いします。

【林委員】 ありがとうございます。数点お尋ねします。ちょっと素朴な質問で恐縮ですが、レビューシートを拝見すると、先ほど御説明のあったNECさんから、最初の開発でしょうか、サーバー等一式で合計136億円がまずあって、今回挙がっているのは、バイオカートのアプリケーション開発等で25億円弱、そして、これも先ほどお話のあった照合サーバーの賃貸借で15億円弱ということですが、この最初の136億円というのは、これはサーバー等の開発で、買い取りということではないのでしょうか。賃貸借との関係がよく分からなくて。一応続けて言うと、要するに、まずサーバーを開発しました。開発して、それを買い取ったのであれば、賃貸借という関係は生じないはずだなと思ったのが1つと、それから、運用・保守は、このサーバーの賃貸借に含まれているという理解でいいですか。すなわち、自前で作ったのであれば、その運用・保守を誰かに委託しなければいけないし、クラウドで行っているというのだとすると、今、政府は基本クラウドがデフォルトだと要求されているという理解で、クラウドで行っているというのだとすると、最初のサーバー等一式開発の関係がよく分からないなと思ったのが1点目です。

2点目が、一者入札そのもの云々というのではないですが、この対応策として、CIO補佐官等の知見を活用した原因分析を行うと書いてあります。これについて、今までどういうことをされていたのかというのを知りたいのと、デジタル庁発足後、CIO補佐官は維持されるのでしょうかというのが2点目の質問です。

それから、最後の3点目、価格を下げるという部分も重要ですが、セキュリティ対策はこのサーバーは非常に重要なはずで、そこは入札条件の際に考慮されているのか。恐らく行政庁が調達する場合の基準というのがあると思いますが、それも踏まえると買う相手が限られるというお話なのか、そこも確認させていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

【説明者】 まず機器の構成について補足をさせていただきたいと思います。先ほど先生からクラウドというお話が出ましたが、実は、私どもの出入国管理システムは、様々な場面で365日24時間稼働させなければなりませんので、最悪、いろんな事故、セキュリティインシデントが起こっても、手足だけである程度動くような運用、特に空海港については、我々は縮退運用と言っておりますが、そういうことに対応するために、あえてクラウド化はしておりません。まずそこだけ先に御説明させていただきたいと思います。

【説明者】 まず1点目の契約の関係ですが、レビューシートにあります136億円の契約は5か年の国庫債務負担行為を活用した賃貸借契約の5か年の総額でございます。それから、運用・保守との関係は、運用・保守、稼働を維持するための契約というのは別途契約しております。ですので、今、先に言った136億円の賃貸借契約は、保守付きリース契約となっておりますので、その部分での保守というのは、ハードですとか、そういったところの保守は、この5か年の136億円の中で見ておりますが、日次の日々の稼働を維持するため

の契約というのは、別途運用・保守という形で契約しているところでございます。

【説明者】 すみません、またもう一つ、私のほうから答えさせていただきます。まず、デジタル庁の設置以降、CIO補佐官が継続されるのかというところですが、実は今、また新たにプロジェクトマネージャーとして1名、我々のシステムのいろいろ御助言いただいている方がいらっしゃいまして、デジタル庁になった以降も、引き続き御助言いただけるように、何らかの形でお願いするというを今申し入れております。その点については、我々としては、ぜひともその知見を頂く専門家の方との関係性については維持していきたいと思っております。ちょっと途切れ途切れで大変恐縮です。

【林委員】 すみません、先ほどの1点目のところがよく分からなかったのですが、136億は5か年で出していますと。その中にサーバーの賃貸借は入っているということは、15億弱で上がっている数字というのは、136億円の内数ですというお話でしょうか。まず、この点を確認していただいていいですか。

【説明者】 この約15億円、これは別契約でございます。つまり、136億円のサーバーとは別の契約になります。

【林委員】 要するに、対象のサーバーが違っておっしゃっていますか。

【説明者】 失礼しました、同じでございます。こちらの14億6,800万円については、契約初年度は2か月分だけの賃貸借契約でございましたので、その2か月分の金額が14億6,800万円というものがこちらに計上しています。

【林委員】 ですので、最初に確認させていただきたかったのは、それは136億円の内数ということですね。

【説明者】 そのとおりです。失礼いたしました。

【林委員】 ありがとうございます。その上で、自前で開発していますが賃貸借ですとおっしゃっているのは、その関係はよく分かりませんが、自前で開発していて、クラウドを使っていませんと。自分たちのオンプレミスでやっています、施設を持っていますというときの賃貸借は何でしょうか。それは何を借りていることになるのですか。サーバーをほかの人が持っていて、要するに、自前で開発した、クラウドではないが、サーバーはNECさんが持っていて、それを借りているということでしょうか。

【説明者】 そのとおりです。

【林委員】 借りている。なるほど、分かりました。もう1点、運用・保守の点も御説明いただいたのですが、デイリーの保守は入っていないとおっしゃられたかと思えます。それは普通、開発したところがデイリー保守するのではないのでしょうか。要するに、本当に汎用的なソフトウェアが入っているサーバーであれば別ですが、この種のものと、特に多分機密性も高いし、開発者が運用・保守するのではないかなと思っていて、そのデイリーの保守がここに数字に出てきていないというのは、ピンと来なかったのですが、どういうことでしょうか。

【説明者】 お答えします。私のほうからデイリーという言い方が、その関係の言い方が紛らわしかったのかもしれませんが、サーバーの賃貸借契約、繰り返しますが、この5か年で

136億円、これは保守付きリース契約となっております、この保守においてハードの保守であるとか、基礎的なアプリケーションの障害であるとか、こういったものについては、この金額の中で保守していただいております。

私がもう一つ、別途稼働維持だと申し上げたのは、このサーバーに全国の官署に配備している端末がつながっております、そういった、このシステムが現場レベルでも正常に稼働している、万が一おかしなことが、システムの不具合が起こったというときに、それに個別に対応するために、まさに業務の稼働を維持するための契約をしております、それは別途しているという説明をさせていただきました。

ただ、この経費につきましては、財源が別の経費のほうで契約しておりますので、このレビューシートの対象ではないということで、すみません、紛らわしいことになってしまいましたが、システム全体の説明としましては、このサーバーの賃貸借契約に加えて、レビューシート外ですけれども、稼働を維持するための契約もさせていただいているということでした。以上です。

【林委員】 ありがとうございます。その稼働を維持している契約は、NECさんではないということでしょうか。

【説明者】 稼働維持の契約もNECでございます。

【林委員】 コストを下げるという意味では、その全部含めて考えないと、あまり有効な解決策が出ないかなと思います。一般的な考え方としても、通常は保守で儲けるのが民間企業のビジネスモデルかと思っておりますので、その部分の数字を、仮に技術的な部分でNECさんが突出して優秀であるとおっしゃられる、そういう評価なのであれば、保守の部分の数字についてちゃんと下げるような努力をするということでない、全体としての評価がなかなか難しいかなとちょっと思った次第です。

2点目の質問です。CIO補佐官の話について言うと、今までどんな知見を得られたのかということを一応確認させてください。あと、最後に、セキュリティの部分で、セキュリティの要素というのは、この選定基準の中に入っているかどうかもお答えいただければと思います。

【説明者】 まずセキュリティ対策のところですが、今回、ここにレビューシートに書かせていただいております。いわゆる一般競争契約の総合評価という方式を取ってしまして、その総合評価の中の評価項目として、情報セキュリティに関する条件という細かい規定を設けております。まず、そこで必ず参加されるに当たっては、その基準をきちっと満たしているということを前提として総合評価をしていますので、基本的には、入口の段階でもうきちっと担保しているということでございます。

それから、CIO補佐官については、実は、割ともう調達の前段階、あるいは、企画の段階から、いろんな技術的な知見、アドバイスは頻繁に補佐官に、本当に日常の細かいことからいろいろ相談を申し上げているのが実情です。皆さん、やっぱりいろんなベンダーとか経験をお持ちですので、こういう部品を考えてはどうかとか、先生がさっきおっしゃったクラウド化の話とか、いろいろ教えていただいて、あとは、実際に予算額の見合いだとか、いろ

んなものを考慮して、最終的には、もう一度御相談をして、できるだけそういうものを仕様書に反映するという作業を日常的に行っていますので、なかなか事細かにこれを行っているということではなくて、割と頻繁に接触しているというのが現状でございます。

【杉本委員】 ありがとうございます。それでは、石井先生、挙手いただいていると思いますが、お願いできますか。

【石井委員】 石井でございます。ちょっと調達行為の話とは違う質問をさせていただきます。

まずレビューシートですが、ちょっと説明資料にもありますが、令和元年度及び令和2年度については、当初予算に対して、令和元年度は執行91%、令和2年度は執行73%。また、令和2年度の当初が81億に対して、令和3年度40億になっていると。これはコロナ等の影響を受け、いろいろ計画の見直しとかがあったのかなと思うのですが、ここの理由を教えてください。これが1つ目です。

2つ目で、ちょっと関連してというところかなと思っておりますが、いわゆるシステムとして見たときには、顔認証の話とバイオカートだと思うのですが、これを今後どう整備していきたいとか、どう整備していく方針とか、何年間でどのぐらいに仕上げていくとか、そういう目標となっている、少し中期的な計画とかはあるのでしょうかというのが2つ目。顔認証ゲートについては、説明資料を拝見していると、既存の大規模空港、ここで一旦終了というふうにも読めるのかなとも思ったのですが、そういう計画があるのかというのが2つ目の質問です。以上です。

【説明者】 最初の執行の関係のお尋ねですが、令和2年度の執行率が低い理由は、御存じのとおり、2年度の4月以降、新型コロナウイルスの感染防止対策のために、かなり水際対策を強化してまいりました。その影響がありまして、いわゆる待ち時間の測定対象となる外国人の入国者の方が99%減少するような事態になった次第でございます。その結果、当初、青森空港、仙台空港、新潟空港等に新しいバイオカートを導入する計画がございましたが、そういった執行を全て見送った次第でございます。

加えて、バイオカートの補助員としてイミグレーションアテンダントを委託でお願いしていますが、実際には外国人の方が来なくなったものですから、そういう契約を変更契約で見直して、かなり縮小したという実情がありまして、執行率が低くなったということが実情でございます。まず、それが1点目の回答でございます。

【石井委員】 ありがとうございます。

【説明者】 2点目は、今後の配備計画についてお答えします。現時点において、少なくとも顔認証ゲート及びバイオカートについて、仮に入国者数が、コロナの影響によって今激減しておりますが、激減する前の状況に戻ったというところまでであれば、出入国在留管理庁としては、今配備しているものを維持するというところまで考えております。これ以上の配備ということを考えておりません。

と言いますのも、まず顔認証ゲートについては、説明資料にもありますが、そもそも日本人の約9割の方が利用している7つの空港を全て顔認証ゲートでカバーしておりますので、これ以上の配備は現状においては不要だと考えております。

一方で、バイオカートは、実は入れているところが必ずしも大きな空港だけではないというようなことはございますが、もともとバイオカートというのは、入国審査官が通常有人ブースで審査をしますが、その有人ブースの手前がお客さんの待つ空間になっておりまして、この空間にバイオカートを並べて、事前に指紋と顔写真を撮るという機械です。この機械を置くスペース自体が、空港の形によっては置けないというようなところもありまして、いろいろ当時の待ち時間が長くなっている、長時間化している空港であり、かつ、そういったバイオカートが配備できるところを厳選して、これまで配備してきたところがございます。ですので、相当外国人の入国者がまた劇的に増え、空港での待ち時間が長時間化したという際には対応しなければいけないと思いますが、現状において増配備というのは考えておりません。一旦以上でございます。

【アトキンソン委員】 確認ですが、「明日の日本を支える観光ビジョン」のときに、入国手続に関して20分にスムーズにということになっていましたが、この事業で考えると、税関手続はここに全然含まれていない。ただ、観光ビジョンの会議の中で、パスポートの確認などの入国手続のところがスムーズになれば、併せて税関の手続も同じようにレベルアップしていかないと、パスポートなどは20分になったが、今度は最後の税関でまたボトルネックになってしまって、そうすると、例えば1時間かかったところは、パスポートは20分だが、税関は40分かかると。以前はパスポートは40分かかったので、税関は20分だったということなので、ただ単にボトルネックが移動するだけであって、解決にはならないという議論があったかと思います。入国手続だけではなくて、税関手続、その検査はどうなったのかということ、コメントがあればお願いしたいです。コメントがなければ、この事業自体に入れるべきではないかと思います。

【説明者】 観光庁からお答えさせていただきます。委員御指摘のように、出入国手続につきましては、今回のこの入管の手続だけではなくて、税関、あるいは検疫など、トータルに考えていかなければいけないと考えております。そうした中で、今回はテーマとして、出入国管理の部分についてだけ扱ってございますが、いずれにせよ、税関につきましても、電子申告ゲートですとか、そうしたものの導入を進めながら、トータルで出入国手続が短縮化され、円滑化される、こうしたような取組を全体として進めさせていただいているというところでございます。

ただ、一方、現状を見ますと、やはり入管手続が一番時間がかかっているというところもございますので、ある意味、ここを重点的に行いながらトータルとしての円滑化、こうしたものも引き続き、国際観光旅客税の活用も含めながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

【説明者】 1点だけよろしいでしょうか。申し訳ございません、補足です。先ほど、現状においてはバイオカートなどの増配備は考えていないとは申し上げましたが、ロジックモデルにもございます通り、当然に6千万人というものを高い目標として掲げて目指しておりますので、外国人の入国者について、そういった数に伸びていくという現状が見てとれば、それに対応して増配備を進めていくということだけ補足させていただきます。以上でござ

ざいます。

【杉本委員】 ありがとうございます。ほかに何か御質問ございませんでしょうか。

先ほど、我が国のシステムが世界で最高水準だとおっしゃっていましたが、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、以前、上海に行ったときに、中国人の方、スマホだけでピッピッと入国できていたような感じがします。20分なんて全然かからず、3秒ぐらいで。そうすると、素人目に見ると、それに比べるとちょっと遅れているのではないかなというような感じもしますが、その辺りは、私の認識が多分違っていると思うのですが、どういうことなのか教えていただけませんか。

【説明者】 我々が入れている機械の世界最高水準というのは、例えば、目の前にいる方とICパスポートの同一性の確認、そういうスピードが非常に速いということで、そういった技術は非常に長けていて速いのですが、他方で、例えば、水際対策の部分、実は、入国審査というのはなぜ存在するかというと、まず入ってはいけない人をきちっと防ぐという、まずその基礎があってこそその円滑化でございまして、その厳格化をきちっとするためには、照合スピードだけではなくて、例えば、走り抜ける人、いろんなシチュエーションを想定して、それを防ぐために、実は見えないところでいろんな措置を施しております。そういったものもいろいろあるものですから、いわゆるスマホでピッピッとというような感じではなかなかいけなくて、動線を考えてみたりだとか、あるいは、どうしても帰国のときにスタンプが必要だという方のためにそういうカウンターを設けたりとか、そういうひと手間がどうしても必要になってまいります。このため、先生がおっしゃったように、若干スマホでピッピッとというわけにはいかないというのが現状でございます。

【杉本委員】 日本でもマイナンバーカードとか、パスポートとか、免許証とか、保険証とか、素人的に考えると、あと2～3年もすれば全部一応同じになるのではないかなというような感じもしますよね。そのときには、国民はピッピッと行けるようになるのでしょうか。

【説明者】 様々な御意見がありますので、将来的にそのように集約すれば、よりスピーディーに利用していただけるということも考えられますが、他方で、例えば、運転免許の更新だとか、あるいは、年金の関係とかで、どうしても御自身が海外にいた期間を証明しなければいけないとか、いろんな場面が出てまいります。そういったものに対しても、入国審査である程度そういう開示をしたりとかということを行っております。多分、そういった様々なことを配慮しなければならないので、技術的には可能かもしれませんが、いろいろ検討していく必要があるのかなという感じはしております。

【杉本委員】 すみません。ついでに聞かせていただきますが、私、税理士なので、税務当局がどういう調査をしているかというのはとても関心があります。例えば、アメリカでは、もう5年ぐらい前からデジタルにしていますので、税務申告書に不正がありそうなものをAIではじき出してきて、それを重点的に調査するとか、もうその段階でだめだよ、黒になっちゃうとか、そういうような仕組みがあって、それは税務だけではなくて、いろんな捜査機関が同じようなことをやっています。地方の政府には、すごく安いAIパッケージみたいなのを売っています、ネットでも。そういうような仕組みをつくっていけば、あるいは、デ

一タを蓄積していけば、さらに速くなるのではないのかなと思うのですが、そういう方向での計画というのみなさっているのでしょうか。

【説明者】 今、デジタル庁が新しく設置されることもあって、方向としては、そういう方向に向かうかもしれませんが、出入国在留管理庁で今のところ何かを全て集約するというところまではまだ踏み込めていないところがありまして、そこはいろんな御意見がありますので、できるだけ丁寧に御意見を聞きながら進めていきたいなと思っております。

【杉本委員】 ありがとうございます。西川先生、よろしくお願ひします。

【西川委員】 ありがとうございます。やや興味本位の質問になってしまって恐縮なのですが、教えていただきたいので手を挙げさせていただきました。

例えば、顔認証のことについてちょっとお伺ひしたいのですが、顔認証の仕組み、見せていただいた画像を見ると、多分、目の前ですぐ体温ぐらいは測れてしまいそうなので、簡単に顔だけではなく、補足的な情報も比較的簡単に集められるのではないかと感じました。

その上で、人間の顔の情報とか、もし仮に体温の情報等を集められるようになると、ものすごい価値ある情報になるわけですが、これについて、管理もそうですが、もう少しポジティブな使い方等というのは今後どういうふうと考えていったらいいのかについて教えていただきたいと思ひます。

【説明者】 そこは確かに入国審査の前の手続で、必ず検疫所というところが、かなり以前から体温の測定をされたり、様々なことをされていますので、そういったことに活用するということもあり得るのかもしれませんが、いかんせん、個人情報の取得に関わる非常に機微といひますか、大事なことでありまして、なかなかそれを軽々に入国管理のほうで取り溜めるといひことが、それはまたいろんな方の御意見を聞きながら行っていかなければいけないのかなと。事実的には、確かにありとあらゆるものが、目の前の方のものの情報を取得することは可能かもしれませんが、それを取得して何かに使うということについては、より慎重にあるべきかなとは現段階では思っております。

【説明者】 1点補足させてください。顔認証ゲートについて、顔の照合をする際には、当然に顔認証ゲートに進入してきた方の顔写真を撮影するわけですが、照合が終わった後は、システムからそれが消えるという設定をしておりまして、出入国在留管理庁は顔照合が終わった後は保持をしないと、これがまさに個人情報の扱いに関する点で特徴的なところかなと思ひます。そういったところも含めて、そういう考え方も含めてやっていかなければいけないのかなと思ひます。以上です。

【杉本委員】 よろしいでしょうか。ほかに何か御質問ございませぬか。そうすると、ちょっと私のほうからもう少し質問させていただきます。そうすると、やはり顔認証がデータとして完全に網羅されていて、空港のほうで使えるのであれば、非常にこの審査は楽になるはずですが、顔認証自体の取扱いがやはり難しいといひますか、そこに隘路といひますか、顔認証が政府なり空港なりで全部を掌握しているとなると、結果的にプライバシーがより広く把握できてしまう、そういう側面が懸念されるので、顔認証の利用についてはかなり慎重になっていると、そういうふうと考えてよいでしょうか。

【説明者】 まさに先生御指摘のとおり、やはりできるだけ保有する個人情報が必要最小限にとどめるというスタンスは、当然それは堅持していなければいけません。ただ、今まさに先生がおっしゃった、いろんな場面で、皆さんのために、皆さんの有益になるということになるのであれば、またそこはきちっと御議論をして、より良い方向を見つけていくのかなという感じはしております。

【杉本委員】 先生方、何か御意見がありそうな表情の先生もいらっしゃいますが、よろしいですか。先ほどの税務署の続きですが、税務署のほうでは、過去脱税をしたといいますか、税金の申告を意図的に間違った人、あるいは、本当に意図せずして間違った人のデータを、かなりの長い期間蓄積しているんですね、既に。今みたいなAIが話題になるずっと前から相当な蓄積がありまして、それで、かなりピンポイントで的確に、例えば、外国の取引がある人はこういうところを間違ったり、こういうような不正といいますか、脱税みたいなのを考えたりすることが多いとか、こういう金額ゾーンの人は特にこういうことをやりそうだとか、また、会社を持っている人と持っていない人とか、国籍が違う人とか。国籍によってというセグメントをしているかどうか分かりませんが、そういうような蓄積があると、さっき言ったような入国審査の不審者のはじき出しといいますか、特定、このようなものが楽になってくるのではないのかなと思うのですが、こういうデータの蓄積というのは始められていますか。

【説明者】 出入国在留管理庁の所管するいわゆる入管法と言われる法律がありますが、その中で、こういう人たちは長期間日本に入国することは拒否するという項目がありまして、それに該当する方については、ある程度必要最小限度、我々は情報を持っていますので、当然、それは様々な場面で活用しております。それが、先ほど先生がおっしゃった税務署の話に多分近いものだと思いますが、それはもう既にかなり以前から行っていますので、そういう点においては、漏れなくきちっと管理しているということでございます。

【杉本委員】 漏れなくといいますか、これによってすばやく、的確に、負担なく、全然問題ない人でも同じような時間を取っていたら、結局、時間短縮になりません。私の感覚では、やっぱり問題がある人のほうが少なくて、だから問題がない人になるべく早く通り過ぎることが目的なのであって、そこで問題がある人をはじけなかったらまずいよねと、そのせめぎ合いだと思います。そういう意味では、蓄積そのものは一部進んでいるが、これからという感じなんではないでしょうか、どうなんでしょう。

【説明者】 いえ、これからではなくて、もう既にかなり以前からやっています、日々、万全な体制を整えていますので、その辺りは割とすぐに活用できるように、様々なシステムを駆使して瞬時に峻別して、別室でお話をお聞きするという体制はもう構築しておりますので、そういう面ではもう既に実施しているということになります。

【杉本委員】 待ち時間20分が15分とか10分とかに短縮し得るのも近い将来だという認識で考えてよろしいですか。

【説明者】 実は、今、空港に来られる方の1万人にせいぜい1人いるかないかの確率で、そういう方々が紛れてくるレベルになっていますので、ほとんどの方は普通にすばやくお

通りいただきたい方、今、そういう方々が増えてきていますので、むしろ逆に、これからどんどん6千万人に近づけば、何もしなければ、待ち時間が皆さんに20分以内に達成していただくことが非常に難しくなる。ちょっと逆なのですが、ほとんどの方がそういう問題ない方ですので、そういう方々が非常に増えているという現状であります。

【杉本委員】 それぐらいの数ですね、もともと。よく分かりました。どうもありがとうございました。先ほど中国の話をちょっと言いましたが、今、入国審査をスマホでピピッできる国というのはどれぐらいの数あるのでしょうか。あれはできているということは、逆に言うと、個人情報の掌握といいますか、それが簡単に統一的にできていると、網羅的にできているというふうにも思えるのですが、本当にそうかどうか、私も分からないのですが。実際には、空港を利用する方が全体の中で限られていて、だからできるということもあると思うのですが、そういう国はまだ少ないのでしょうか。

【説明者】 私が今までいろいろ見聞きした中では、なかなかそこまで個人情報を収集しているという例はないような気がします。

【杉本委員】 そうですね。それはやはり全体としてそういうことができるかどうかというところにかかってきますよね。ありがとうございました。

本事業に関する評価結果が上がってまいりました。「現状どおり」の方が2名、「事業内容の一部改善」が4名ということになりました。主なコメントを御紹介させていただきます。

・一者応札や落札率が高いため、なるべく入札できる分野を分けるなどして工夫してはいかかでしょうか。

・一者調達を前提とした公正性を確保する体制の構築が必要。

・無理の競争入札にこだわるのではなく、契約方式を含め、一者の提示する価格の公正さ、適正性、これをいかに検証できるかということに、そこに注力すべき。

・適正コストかどうかに関しては、日常の保守・運用も含めて総合的に検証すべき。

・税関手続に関しても、待ち時間短縮が図れるように取り組み、入国手続全体で待ち時間が短縮されるように取り組むべき。

・将来のパスポート等デジタル化やAI等の活用により、より迅速に入国手続ができないかも検討すべき。

という御意見がございました。

これらの御意見を踏まえまして、この公開プロセスの評価結果及び取りまとめコメントといたしましては、「事業内容の一部改善」ということになさせていただきます。調達が課題として認識されたが、競争性確保の仕組みだけではなくて、調達の公正性確保の工夫が必要です。税関、検疫手続に関しても、待ち時間短縮が図れるように取り組み、入国手続全体で待ち時間が短縮されるように取り組んでください。日常の運用・保守も含めて、総合的に検証することによりまして、コストの適正性のほうを担保するように努めてください。

以上でございます。ありがとうございました。